



T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

悪臭規制法(昭和46年法律第91号)は、工場その他の事業場における事業活動に伴っ て発生する悪臭について必要な規則を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、 生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定されました。 なお、同法では施設・事業場の届出制はなく規制地域内の事業場はすべて規制対象と なります。

旧伊予三島市 旧川之江市の悪臭規制地域の指定 (昭和49年4月9日愛媛県告示第417号)昭和49年5月1日から施行 《 問 合 せ (提 出) 先》

四国中央市 市民環境部 生活環境課

環境保全係

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 (本庁舎3F)

電話番号(直通)0896-28-6145

FAX 番号

28 - 6057

E-mail: seikatukankyo@city. shikokuchuo. ehime. jp